

新潟県魚沼基幹病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第 8 号

新潟県魚沼基幹病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

新潟県魚沼基幹病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年新潟県条例第36号）附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成30年 4月 1日とする。